

事務連絡

平成 29 年 1 月 13 日

(公社) 日本建築士会連合会 殿

国土交通省住宅局建築指導課
課長補佐 (動力・設備担当)

トラス等強度検証法適用の際の建築物のはり等の検証例について (情報提供)

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

平成 28 年 8 月 3 日付けに公布、同日に施行した地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造を定める件 (平成 25 年国土交通省告示第 1046 号) の一部を改正する件においては、同告示第 3 第 1 項に規定するトラス等強度検証法適用の際に、一定条件を満たす既存部分を除き、同告示第 3 第 2 項のエスカレーターが建築物と衝突する際の建築物のはり等の検証を求めており、同日付国住指第 1495 号「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造を定める件等の改正について (技術的助言)」により、具体的設計例等については、別途示す予定としていたところ です。

今般、トラス等強度検証法適用の際の建築物のはり等の検証例について、下記のとおり示しましたので、業務の参考としていただきますようお願いいたします。

記

1. 建築物のはり等の検証例の掲載箇所について

国土交通省HP「エスカレーターの脱落防止措置に係る告示改正について」
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000074.html

2. 当検証例に対する質問等について

当検証例については、下記のとおり質問等があれば受け付けます。なお、期日までに頂いた質問等については取りまとめの上、別途回答の掲載を行う予定です。

○質問等の提出方法：上記HPに記載のとおり

※当検証例の記載内容に係る質問等に限る。

○質問等の受付期間：平成 29 年 6 月 30 日 (金) まで

本事務連絡に係る問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 係長 木下 (内線 39-568) kinoshita-k254@mlit.go.jp

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8951 FAX 03-5253-1630

建設通信
2017
1/19付

設計報酬

国交省、告示15号見直しへ

業務実態に即し議論

国土交通省は、建築設計・工事監理等の業務報酬基準である告示第15号の見直しに向けた議論を2017年度から本格化する。現在、住宅局で見直し項目の洗い出しなど議論の前段となる準備作業を進めており、今後、実際の業務実態を把握していくための手法なども詰めていく。

この中では大規模化・複合化の進展やマネジメント業務など設計領域の拡張、建築発注方式の多様化に伴う業務プロセスや業務内容の変化などをどう反映させていくかが焦点となりそうだ。改定時期などは現時点では未定としている。現行の告示15号で定める業務報酬の算定方法には、実費加算方法と略算方法がある。このうち簡便に業務経費を積算する略算方法では、標準的な業務内容を実施した場合の建築物の用途などに応じた標準的な業務量を示し、これに基づいて報酬を算定する。具体的には、設計と工事監理等それぞれを総合（意匠と統括）、構造、設備に分割。建築物は、物流施設、生産施

設、運動施設、業務施設、商業施設、共同住宅など15類型に分け、さらに標準的な1類と複雑な設計などが必要な2類に区分して、500平方メートルから2万平方メートルまでの範囲で床面積ベースでの業務量（単位：人・時間）を示している。

ただ、09年1月の公布・施行から8年が経過しており、この間の社会経済情勢の変化に伴い建築設計・工事監理等の業務も質・量ともに大きく変化しているとして、昨年8月には日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会、日本建

分析していきたい」（建築指導課）としている。

設業連合会の建築設計に関係する4団体が住宅局長らに告示15号の業務報酬基準改定に向けた議論を開始するよう要望していた。国交省では、改定に向けた議論に際して、「実態に即していかかが大前提となる。幅広く業界の声を聞き取り、観点を掘り起こしながら、一つひとつ実態を拾い上げて

ひとりひとりが、未来を灯す。

電 関電工

ホーム > パブリックコメント(意見募集中案件) > 意見募集中案件詳細

パブリックコメント

- 意見募集中案件
- 意見募集終了案件
- 結果公示案件
- 全ての案件

[パブリックコメント\(制度\)について](#)
[このページの見方について](#)

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

建築、住宅 / 建築士

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する告示案に関する意見募集について

案件番号	155170704				
定めようとする命令等の題名	建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する件				
根拠法令項	建築士法第25条				
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続				
問合せ先(所管府省・部局名等)	国土交通省住宅局建築指導課				
案の公示日	2017年01月27日	意見・情報受付開始日	2017年01月27日	意見・情報受付締切日	2017年02月26日
意見提出が30日未満の場合その理由					

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案	<ul style="list-style-type: none"> 意見募集要領 DOC 概要 PDF 別紙「新旧対照表」 PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	窓口(国土交通省住宅局建築指導課)での配付
備考	

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見提出フォームへ](#) >>

[このページの先頭へ](#)

各種検索、情報提供サービス

- 法令検索
- 行政手続案内検索
- パブリックコメント
- e-Gov電子申請システム
- 電子申請とは
- 府省横断的な情報
- 行政文書ファイル管理簿の検索
- 個人情報ファイル簿の検索
- 組織・制度の概要案内

行政機関(府省)や行政に関する情報案内など

- 行政機関(府省)別行政情報案内
- 情報公開(独立行政法人等)
- カテゴリ別行政情報案内
- 各府省の予算執行情報
- 広報・報道
- 組織・法令
- 政策
- 調達
- 申請・手続

e-Govについて

- 電子政府の推進について
- e-Govヘルプ
- このウェブサイトについて
- お問い合わせ
- サイトマップ

[e-Govについて](#) [利用条件](#) [個人情報の取扱について](#) [安全な通信\(SSL/TLS\)について](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

平成29年1月
住 宅 局

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する告示案（概要）

1. 背景

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）のうち、一部は平成28年4月に施行され、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等については、平成29年4月1日に施行される。

建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等については、法第12条第1項において一定規模以上の建築物に対して建築物エネルギー消費性能適合性判定が義務付けられ、法第19条第1項においてはその他の一定規模以上の建築物に対して建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出が義務付けられる。

これらの施策の確実な実施を確保する観点から、建築士事務所のこれらの業に対する報酬が適切に算定されるよう、所要の改正を行うこととする。

2. 概要【別紙「新旧対照表」参照】

(1) 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）

別添四に掲げる標準業務に附随する標準外の業務に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務等を追加する。

(2) 建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成27年国土交通省告示第670号）

別添三に掲げる標準業務に附随する標準外の業務に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務等を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布	平成29年3月
施行	平成29年4月1日

別紙「新旧対照表」

○建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改	正	案	現	行
別添四				
<p>1. 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務 設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務</u></p> <p>三 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務</u></p> <p>四～八 (略)</p> <p>2. 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務 工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p>	<p>別添四</p> <p>1. 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務 設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務</p> <p>(新設)</p> <p>三～七 (略)</p> <p>2. 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務 工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p>			

<p>一 (略)</p> <p>二 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務</u></p> <p>三 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務</u></p> <p>四・五 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (略)</p>
--	---

○建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十七年国土交通省告示第六百七十号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別添三</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随する標準外の業務 耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一七七 (略)</p> <p>八 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務</u></p> <p>九 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>3. 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務 耐震改修に係る工事監理受託契約に基づき、別添一第3項に掲げる耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p>	<p>別添三</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随する標準外の業務 耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一七七 (略)</p> <p>八 <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務</u></p> <p>九 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>3. 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務 耐震改修に係る工事監理受託契約に基づき、別添一第3項に掲げる耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、<u>委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務</u>とする。</p>

<p>一 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務</u></p> <p>二 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務</u></p> <p>三 <u>委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------

H29年4月から建築物の省エネ制度が変わります

従来の「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」から「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に移行し、制度が変わります。

適合性判定

大規模な非住宅建築物の建築[※]については建築確認申請にあたり、「建築物エネルギー消費性能適合性判定」を受けなければならない、適合判定通知書を添付しないと確認済証が発行されません。

行政庁以外でも、民間機関(登録建築物エネルギー消費性能判定機関)の判定を受けることが可能です。

※詳しくは裏面の「6.建築物省エネ法手続チェックフロー」を参照

届出

従来の省エネ法同様、300㎡以上の建築物の建築[※]については工事着手の21日前までに行政庁に届出を提出してください。

また省エネ法で届出対象であった修繕模様替、設備改修等については建築物省エネ法では対象外となりました。

※詳しくは裏面の「6.建築物省エネ法手続チェックフロー」を参照

認定

性能向上計画認定、表示認定があり、任意で行政庁の認定を受けることが可能です。大規模な非住宅建築物が性能向上計画認定を受けた場合、適合性判定を受けたものとみなされます。

制度	内容	特長
性能向上計画認定	省エネ基準を超える誘導基準等に適合している旨の認定を受けることができます。	容積率特例 地域型住宅グリーン化事業補助対象基準
表示認定	建築物の新築時や改修時において省エネ基準への適合をアピールできます。	適合認定マークの表示 既存建築物省エネ化推進事業補助対象

定期報告の廃止

省エネ法で3年に一度提出する必要があった定期報告は平成29年3月31日をもって廃止されます。定期報告制度は建築物省エネ法にはありません。

CASBEE

2000㎡超の建築を行う場合、特定建築物環境配慮計画書(CASBEE あいち)も忘れず提出してください。(建設地が名古屋市の場合はCASBEE 名古屋)

愛知県建設部建築局住宅計画課 HP <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakuikaku/>

H29年1月編集

建築物省エネ法の手続きにかかる注意事項

1. 適用除外(法第18条、22条、令第7条)

以下に示す建築物は建築物省エネ法の適合性判定・届出は必要ありません。

・自動車車庫、自転車駐輪場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊、仮設建築物、重要文化財 etc.

2. 計算方法

建築物省エネ法の手続きは必ず『平成28年基準』で計算してください。(平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第一号)

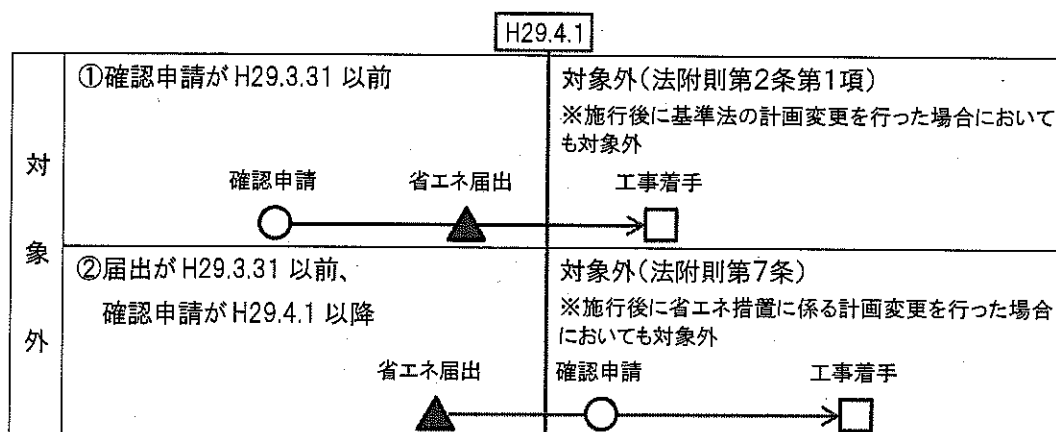
旧基準(平成25年基準)は不可

3. 適合性判定

3-1. 適合性判定対象(法第12条)

対象となるかどうかは「6. 建築物省エネ法手続きチェックフロー」を参考にしてください。

適合性判定対象となる建築物においても、平成29年3月31日までに省エネ法の届出がなされている場合、確認申請がされている場合は適合性判定対象外となります。



3-2. 適判性判定を受けたとみなすもの

(法第25条第1項、第30条第8項、法附則第8条第8項)

次の場合においては適合性判定を受けたものとみなされます。

適合通知書の代わりに認定書の写しを添付してください。

- 大臣認定(建築物省エネ法第23条)を受けた場合
- 性能向上計画(建築物省エネ法第30条)の認定を受けた場合
- 低炭素建築物新築等計画(エコまち法第53条)の認定を受けた場合

3-3. 手続き方法

提出先 所管行政庁(7. 窓口・問い合わせ先を参照)に提出してください(正副2部)

手数料 計算方法や用途により手数料が異なります。

※登録建築物エネルギー消費性能判定機関で判定を受ける場合は各窓口にお問合せください。

3-4. 判定後、変更があった場合

用途の変更等の「計画の根本的な変更」でない限り、再度適合性判定を受ける必要はありません。軽微な変更となりますが、建築基準法の完了検査時に「軽微な変更であることを証する書類」が必要となります。

変更があった際には適合性判定を受けた行政庁や判定機関にご相談*ください。

適判性判定を受けたとみなすもの(性能向上計画、低炭素建築物新築等計画)について変更があった場合は、それらの認定の規定に基づいて変更手続きを行ってください。

※相談に際しては所定の様式を提出してください。

軽微な変更となる変更の内容と対応

変更内容	対応
A. 省エネ性能が向上する変更	軽微な変更であることを示す資料を作成し、完了検査時に提出。
B. 一定の範囲内で省エネ性能が低下する変更	
C. 再計算によって基準適合が明らかな変更	再計算した内容を所管行政庁(又は判定機関)に提出し「軽微変更該当証明書」の交付を受ける。完了検査時に提出。

4. 届出

4-1. 届出対象(法第19条、法附則第3条)

対象となるかどうかは「6. 建築物省エネ法手続チェックフロー」を参考にしてください。

従来の省エネ法と届出対象が一部異なっていますのでご注意ください。

適合性判定や性能向上計画認定、表示認定を受けた場合は提出不要です。

4-2. 手続き方法

提出先 所管行政庁(7. 窓口・問い合わせ先を参照)に提出してください(正副2部)

提出時期 工事着手の21日前まで

4-3. 指示・命令

省エネ基準に適合せず、必要があると認めるときは指示・命令を行う場合があります。

5. 認定

5-1. 認定制度

性能向上計画認定(法第29条)・・・容積率特例、地域型住宅グリーン化事業補助対象基準
表示認定(法第36条)……………適合認定の表示、既存建築物省エネ化推進事業補助対象

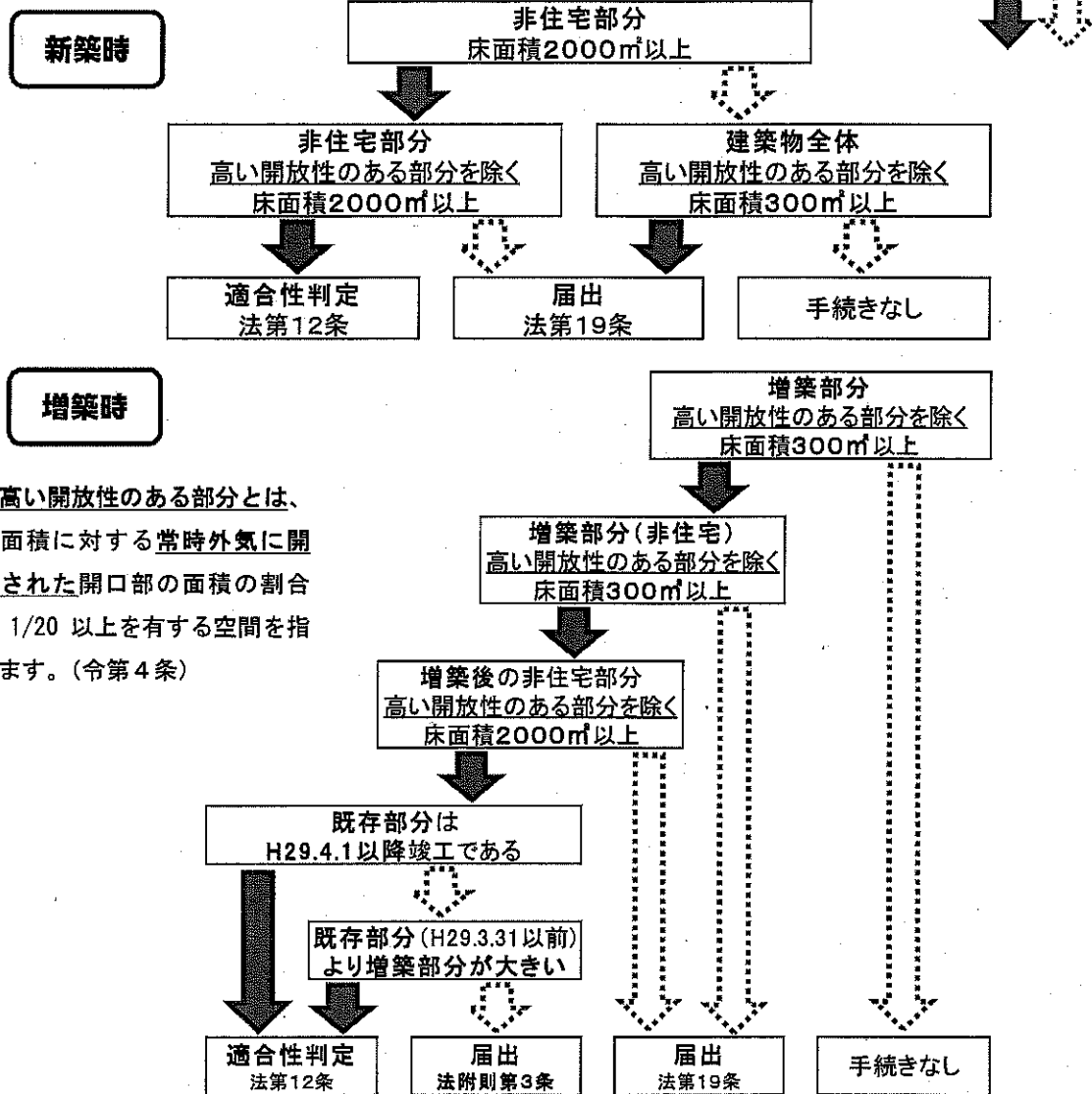
5-2. 手続き方法

※認定を行うのは特定行政庁のみですが、登録機関で事前審査を行うことも可能です。

提出先 所管行政庁(7. 窓口・問い合わせ先を参照)に提出してください(正副2部)

手数料 計算方法や審査方法により手数料が異なります。

6. 建築物省エネ法手続チェックフロー



7. 窓口・問い合わせ先(所管行政庁)

建設地	1～3号建築物	4号建築物	電話番号	
名古屋市	住宅都市局建築指導部建築指導課		052-972-2924	
豊橋市	建設部建築指導課		0532-51-2581	
岡崎市	建設部建築指導課		0564-23-6332	
一宮市	まちづくり部建築指導課		0586-28-8645	
春日井市	まちづくり推進部建築指導課		0568-85-6324	
豊田市	都市整備部建築相談課		0565-34-6649	
瀬戸市	愛知県 建設部 建築局 住宅計画課 052-954-6570	都市整備部都市計画課	0561-88-2686	
半田市		建設部建築課	0569-84-0670	
豊川市		建設部建築課	0533-89-2117	
刈谷市		建設部建築課	0566-62-1021	
安城市		建設部建築課	0566-71-2241	
西尾市		建設部建築課	0563-65-2381	
江南市		都市整備部建築課	0587-54-1111	
小牧市		都市整備部建築課	0568-76-1142	
稲沢市		建設部建築課	0587-32-1111	
東海市		建築住宅課	052-603-2211	
大府市		建築住宅課	0562-45-6314	
上記以外の市町村		愛知県建設部建築局住宅計画課		052-954-6570

1～3号建築物、4号建築物とは建築基準法第6条第1項に規定する建築物を指します。

百年後にも東浦が東浦でありつづけられるために…

「東浦町景観条例」を施行します！

本町は、もともと持っている資源としての景観に気づき、
それを守り、生かし、創ることによって、
都市と自然と歴史が調和し、自立していけるようなまちを目指していくため、
景観まちづくりに取り組んでいます。

景観まちづくりって…？

今ある景観の価値を見だし、それを守り、生かし、創ることで、誇りや生きがいのある暮らしの空間が生まれます。景観まちづくりとは、これらの活動により東浦の価値を向上させ、持続的で豊かな、自立したまちを目指すものです。

今まで どんなことをしてきたの…？

平成24年に県と協議を行い、「景観法」に基づく「景観行政団体」となり、住民参加のワークショップや意見交換会、学識経験者などからなる検討委員会にて議論を重ね、平成28年4月に「東浦町景観計画」をまとめました。

なぜ条例にしたの…？

この「東浦町景観計画」に法的な実効性を持たせるためです。

「東浦町景観条例」が平成28年第4回東浦町議会で可決され、平成29年4月1日より施行します。

そのため、4月1日(土)から、対象となる建築などを行う場合は、次のとおり届出が必要となります。

届出の手続き

●届出の対象区域

町全域が対象区域となります。

●届出の対象となる行為

大規模な建築行為などが対象となります。詳細は「東浦町景観計画」を確認してください。

※「東浦町景観計画」は都市整備課または町ホームページで閲覧可

●届出の手続き

対象となる届出は、建築などの着手予定日の30日前までに行ってください(届出から30日間は建築などの行為に着手できません。)。なお、届出を行う前には事前協議が必要となります。

※届出および事前協議の内容・様式などの詳細は、都市整備課または町ホームページで確認してください。

建築の構想・計画(変更含む)

事前協議

届出書提出の30日前までに行います。

※届出書の提出までに要する協議、調整の期間を配慮し、事業者は基本計画の確定以前の段階で町と事前協議を行ってください。

事前協議確認通知書の交付

基本設計・実施設計

届出書の提出(事前協議確認通知書を添付)

※届出書提出後30日間は行為に着手できません。

景観計画に適合(適合通知)

工事着手

問い合わせ 都市整備課 内線332

届出対象行為

■大規模行為

- 建築物：以下のいずれかに該当するもの
 - 高さが10mを超える建築物
 - 延べ面積が1,000㎡を超える建築物
 - 計画戸数が20戸以上の集合住宅(※1)
- (※1) 一つの系列法人等を含む事業者が一団地を形成すると認められる区域で分割して建築行為をし、その合計戸数が20戸以上となる場合を含む。
- 工作物：以下のいずれかに該当するもの
 - 地上からの高さが10mを超える工作物(建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計が10mを超えるもの)
 - 工作物の設置に要する敷地の面積が1,000㎡を超えるもの
 - 太陽光発電モジュールで投影面積が1,000㎡を超えるもの
 - 開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち500㎡を超えるもの
 - 良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為(※2)：500㎡を超える行為
- (※2) 良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為とは、以下のいずれかに該当するもの
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 木竹の植栽又は伐採
 - 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
 - 水面の埋立て又は干拓

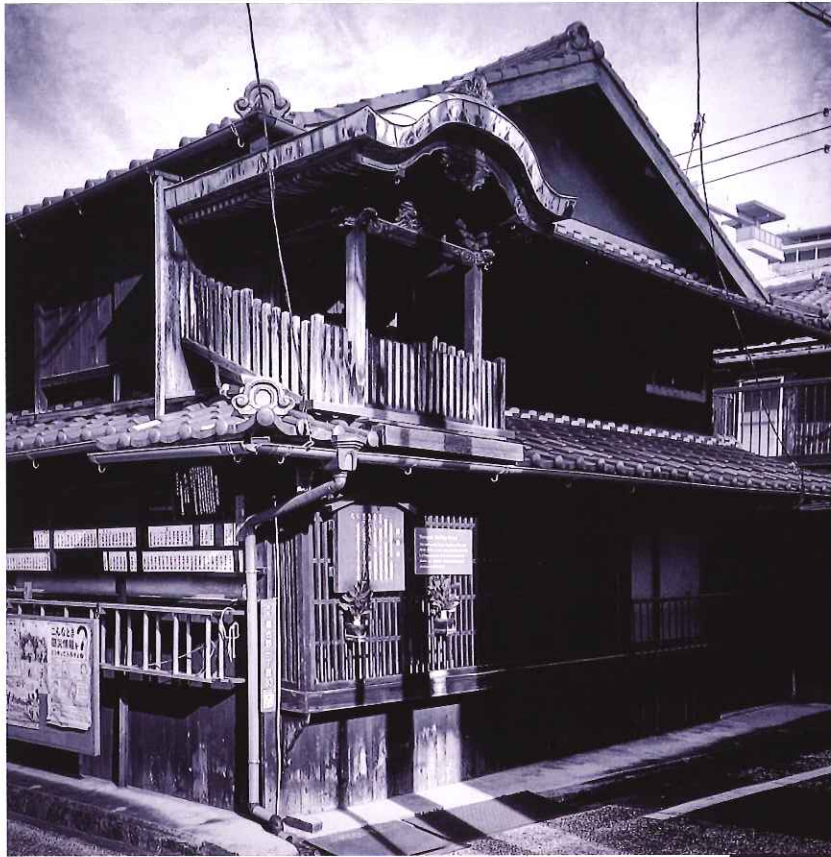
■屋外広告物

- 愛知県屋外広告物条例に規定する許可を要する行為(更新に係る許可を除く。)

※ 届出の対象となる行為、届出の手続き、景観形成基準等の詳細は、「東浦町景観計画」を確認してください。

詳しくは、町ホームページを確認してください。

「歴史的建造物でまちの賑わいを創る」 ～屋根神様のある長屋の保存・活用～



まちなみ見学会 (四間道・円頓寺界限)



講演会 (魅力あるまち並みの保存と再生)



六波羅真建築研究所代表
からほり倶楽部前代表理事

六波羅 雅一氏

シンポジウム

コーディネーター パネリスト パネリスト パネリスト



瀬口 哲夫氏



水野 隆氏



原田さとみ氏



いしこゆか氏

参加者
募集中

まちなみ見学会・講演会&シンポジウム

日時：2017年3月12日(日)

集合場所：那古野コミュニティセンター(受付 9:30～)

見学会10:00～11:40

講演会・シンポジウム 13:10～17:00(受付12:50～)

会場：那古野コミュニティセンター 名古屋市西区那古野三丁目15-25

見学会：四間道・円頓寺界限の建築見学とまち並みを歩く

講演会：「魅力あるまち並みの保存と再生」

講師 六波羅 雅一氏(六波羅真建築研究所代表、からほり倶楽部前代表理事)

シンポジウム：「歴史的建造物でまちの賑わいを創る」

～屋根神様のある長屋の保存・活用～

コーディネーター：瀬口 哲夫氏(名古屋市立大学 名誉教授)

パネリスト：水野 隆氏(勝川商業開発代表)

原田さとみ氏(エンカルペネロップ(株)代表、NPO法人フェアトレード名古屋ネットワーク代表)

いしこゆか氏(万華鏡アトリエ*prism*主宰)

参加費：会員・学生/500円 一般/1,000円

定員：60名

申込締切：2017年3月7日(火)

主催／  公益社団法人 愛知建築士会 まちづくり委員会

事務局／〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10-19 名古屋商工会議所ビル9F TEL 052-201-2201 FAX 052-201-3601

「歴史的建造物でまちの賑わいを創る」

《講演会 & シンポジウム》 屋根神様のある長屋の 保存・活用

愛知建築士会まちづくり委員会は、2017年度の活動を「四間道・円頓寺界隈のまちづくり」に取り組んでいます。その中でも「屋根神様のある長屋」を、まちの賑わいの拠点にできないかと議論しています。今回は、各ジャンルで活躍されている方々にご意見を伺う機会にし、今後の活動に活かしたいと思えます。



基調講演・講師
六波羅真建築研究所代表、
からほり倶楽部前代表理事
六波羅 雅一氏

1961年大阪市生まれ。2001年4月に「からほり倶楽部」を設立「からほり・まちアート」の開催、古い建物の保存複合施設として「惣」「練」「萌」の再生、直木三十五記念館の創設を手がける。「からほり」での経験を活かし他地域でも堺諏訪森「遊」、緑橋町家再生複合施設「燈」などを手がける。



コーディネーター
名古屋市立大学 名誉教授
瀬口 哲夫氏

歴史的遺産を活かしたまちづくりについて、研究調査及び実践活動を行う。2010年度日本建築学会賞受賞。2012年度日本都市計画学会功績賞受賞。特別史跡名古屋城全体整備検討会議議長、岐阜市歴史的風致維持向上協議会会長、岡崎城跡整備基本計画検討委員会委員長などを務める。



パネリスト
勝川商業開発 代表
水野 隆氏

1952年生まれ。武蔵大学経済学部卒業創業117年の老舗日本料理店を営む傍ら、勝川商業開発(株)、勝川エリアアセットマネジメント(株)、(株)まちづくり勝川の代表を務める。春日井商工会議所副会頭。TANEYA、まま勝川などの逆算開発で商店街のまちづくりを実践。その手法は緻密で明快、全国から注目を浴びている。



パネリスト
エシカルペネロープ(株)代表、
NPO法人フェアトレード名古屋ネットワーク代表
原田さとみ氏

東海圏を中心にタレントとして活動。パリ留学を経て、エシカル・ペネロープ(株)設立し、名古屋テレビ塔1階にセレクトショップ「エシカル・ペネロープ」を運営。環境・人・社会に配慮した「思いやり」のエシカル理念普及とともに、貧困削減・環境保護・地域貢献につながるフェアトレードを推進。



パネリスト
万華鏡アトリエ
*prism*主宰
いしこゆか氏

名古屋市生まれ。20年程前に万華鏡に魅せられ、コレクションを始める。2003年覚王山アパートにて万華鏡の専門店プリズムをOPEN。2016年万華鏡発明200周年記念の年に向けプリズムを閉店。万華鏡教室や万華鏡展を開催し万華鏡の魅力を伝える活動を開始。今年5月に日本初開催の万華鏡世界大会のために力を注いでいる。

■お申込み方法

(1) FAXでの申込み

下記の「参加申込書」にご記入の上、愛知建築士会事務局までお申し込み下さい。
※申込者には参加証をお送りします。当日受付にてお名前を照会させていただきます。

(公社) 愛知建築士会事務局 FAX 052-201-3601

(2) メールでの申し込み

下記アドレスまでメールでお申し込み下さい。
受付確認のメールを返信致します。

E-mail : tom-mz@nifty.com 水谷友彦
※定員を超えた場合は、その旨のご連絡をさせていただきます。

主催／ 公益社団法人 愛知建築士会 まちづくり委員会

事務局／〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10-19 名古屋商工会議所ビル9F TEL 052-201-2201 FAX 052-201-3601

----- 切 ----- り ----- 取 ----- り ----- 線 -----

まちなみ見学会・講演会 & シンポジウム「参加申込書」 FAX用

愛知建築士会「まちなみ見学会・講演会&シンポジウム」に参加を申し込みます。 平成 29年 月 日

住所	〒	所属 (○を付けてください)	会員・学生・一般
TEL () - ()		FAX () - ()	
E-mail @		勤務先 (又は学校名)	
ふりがな		参加内容 (○を付けてください)	見学会・講演会&シンポジウム
氏名			

申込み締切／2017年3月7日(火) お申し込みは (公社) 愛知建築士会事務局 FAX 052-201-3601

※参加には、FAX 又は E-mail で参加証をお送りします。